



(写)

4環多廃第120号

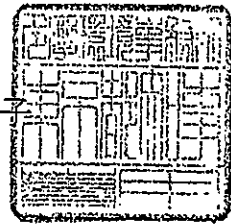
東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議

委員 各位

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項及び同法第15条の2第3項並びに東京都廃棄物処理施設の審査手続要綱第9条及び東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議設置要綱に基づき、下記の事項について意見を求めます。

令和4年7月27日

東京都知事 小池 百合子



記

令和4年3月1日付3環多廃一第29号及び令和4年3月1日付3環多廃産第32号により比留間運送株式会社から受理した一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請に関し、廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか。